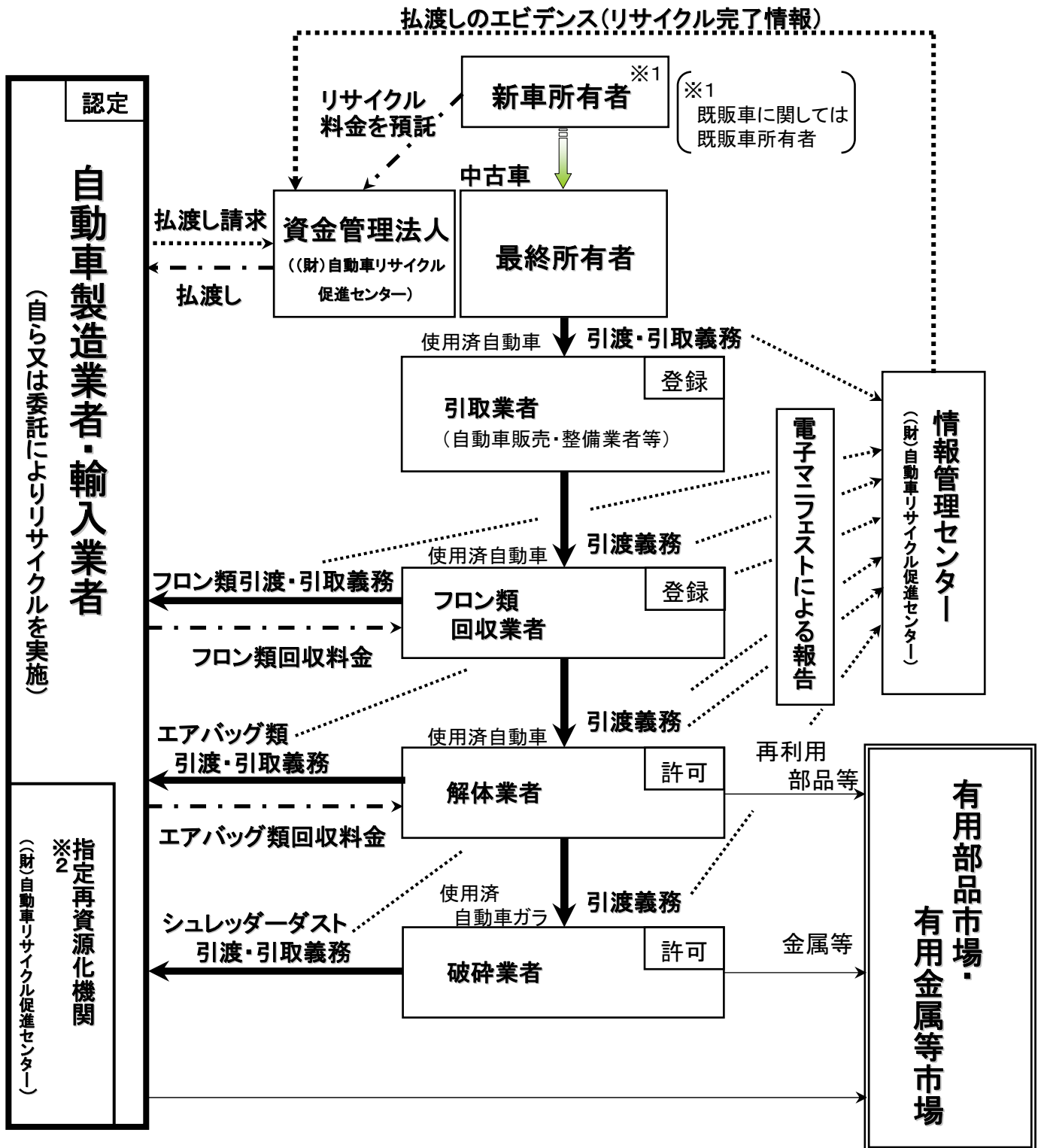


## 自動車リサイクル法の施行状況

1. 自動車メーカー等による再資源化等の実施状況
2. 関連事業者の状況
3. リサイクル料金の預託状況
4. リサイクル料金の管理・払い渡しの状況
5. 電子マニフェスト情報システムの稼働状況
6. 離島対策・不法投棄対策
7. 不法投棄・不適正保管の状況
8. ユーザーへの理解普及活動

# 使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図



情報の流れ

使用済自動車等の流れ

金の流れ

※2 リサイクル義務者が不存在の場合等につき指定再資源化機関が対応。その他離島対策、不法投棄対策への出えん業務も実施。

## 1. 自動車メーカー等による再資源化等の実施状況 ①

➤自動車メーカー等は、シュレッダーダスト(ASR)、エアバッグ類、フロン類を引き取り、これを確実にリサイクル(フロン類については破壊)する体制を整備し、その義務を履行中。

### 【シュレッダーダスト】

規模の利益によるコスト削減、破砕業者の業務円滑化を背景に、以下の2チームに分かれてリサイクルを実施中(参考1)。

ART:いすゞ自動車(株)、スズキ(株)、ダイムラー・クライスラー日本(株)、日産自動車(株)、日産ディーゼル工業(株)、ピー・エー・ジーインポート(株)、フォード・ジャパン・リミテッド、富士重工業(株)、マツダ(株)、三菱自動車工業(株)、三菱ふそうトラック・バス(株)、(財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部

THチーム:ダイハツ工業(株)、トヨタ自動車(株)、日野自動車(株)、本田技研工業(株)、アウディジャパン(株)、ビー・エム・ダブリュー(株)、プジョー・ジャポン(株)、フォルクスワーゲングループジャパン(株)

### 【エアバッグ類、フロン類】

関連事業者の利便を考慮し「有限責任中間法人自動車再資源化協力機構」を設立し、同機構が自動車メーカー等から委託を受け、一元的にフロン類、エアバッグ類を引き取り、リサイクル及び破壊を実施(参考2、3)。

### 【28条認定及び31条認定の状況】 ※平成18年6月1日現在

28条関係	事業所数	事業者数
<b>【エアバッグ類】</b>		
Ⅰ. 再資源化施設	5	3
Ⅱ. 運搬業者	15	15
Ⅲ. 指定引取場所	25	7
Ⅳ. 車上作動実施者	2,384	2,243
<b>【シュレッダーダスト】</b>		
(ART)		
Ⅰ. 再資源化施設	39	34
うちリサイクル施設	27	26
Ⅱ. 減量・減容固化施設	7	7
(TH)		
Ⅰ. 再資源化施設	57	46
うちリサイクル施設	30	30
Ⅱ. 減量・減容固化施設	11	11

31条関係	合計
(ART)	(210)
解体業者	166
破砕業者	117
全部利用者(電炉等)	26
その他(商社等)	28
(TH)	(239)
解体業者	189
破砕業者	145
全部利用者(電炉等)	23
その他(商社等)	17

## 1. 自動車メーカー等による再資源化等の実施状況 ②

- ▶自動車メーカー等は、シュレッダーダスト・エアバッグ類のリサイクルの実施状況について、年度毎に公表する義務がある。  
 ▶平成17年度は、各社とも基準(ASR:30%、エアバッグ類:85%)を上回るシュレッダーダスト及びエアバッグ類のリサイクル率を達成した(参考4、5、6)。

### 【3品目の引取・再資源化状況(平成17年度実績)】

		重量	個数	台数
シュレッダーダスト(ASR)	引取ASR重量(t)	427,508	—	2,417,342
	リサイクル施設に投入された重量(t)	289,519		
	リサイクル施設から排出された残さ重量(t)	40,588		
	再資源化重量(t)	248,931		
	認定全部利用投入のASR相当重量(t)	52,955		307,167
	認定全部利用施設投入ASR相当重量(t)	49,126		
	全部利用者から排出された残さ重量(t)	928		
	再資源化重量(t)	48,199		
エアバッグ類	取外し回収個数	—	197,122	124,123
	再資源化施設引取重量(kg)	89,940		
	再資源化重量(kg)	84,026		
	車上作動処理個数	—	740,615	337,995
フロン類	CFC引取重量(kg)	293,086		988,953
	HFC引取重量(kg)	386,938		1,126,166

※各社及び指定再資源化機関公表数値を集計

### 【自動車メーカー等のリサイクル率】

	リサイクル率(%)	
	シュレッダーダスト	エアバッグ類
目 標	70(平成27年～) 50(平成22年～) 30(平成17年～)	85
H17年度	48.0～70.0	93.0～94.7
H16年度	49～69.1	91.6～100

※指定再資源化機関に委託して再資源化等を行う事業者を除く。  
各社、公表ベースであるため、有効数字の桁数が異なる。

### 【自動車メーカー等のリサイクルに関する収支】

	収支の状況(百万円)		
	払渡しを受けた預託金	再資源化等に要した費用	収支
H17年度	20～6,746	41～7,115	△369～3
H16年度	1～598	9～699	△102～ △2

※自動車メーカー、輸入事業者は、再資源化等に直接要した費用の他、資金管理や移動報告に要する情報システム(自動車リサイクルシステム)のプログラム初期構築費用及び一定のシステムランニングコストを負担。

## 2. 関連事業者の状況

- 自動車リサイクル法に基づき、引取業者・フロン類回収業者は自治体の登録を、解体業者・破碎業者については自治体の許可を受ける必要あり。
- 平成17年度末現在、約12万事業者が登録・許可を受けて業務を実施(参考7)。

### 【登録・許可の状況】

	事業者数		
	平成17年3月末	平成17年9月末	平成18年3月末
引取業者	85,144	87,513	88,251
フロン類回収業者	22,661	23,212	23,450
解体業者	5,490	6,042	6,279
破碎業者 (プレス、せん断のみ)	1,166 (1,043)	1,195 (1,075)	1,239 (1,115)
(シュレッダー)	(123)	(120)	(124)
計	114,461	117,962	119,219

### 【情報管理センターへの事業所登録の状況(平成18年3月末現在)】

工程	事業所数
引取	88,236
フロン類回収	24,555
解体	6,270
破碎	1,297
計	120,358

### 3. リサイクル料金の預託状況

▶リサイクル料金の預託の時点は、自動車不法投棄等された場合の環境負荷の大きさや預託に係るコスト低減等を勘案して、原則新車購入時とし、法施行前に販売された車については、次の継続検査等時または使用済自動車として引き渡す時となっている(参考8)。

▶新車販売、継続検査に際しての預託が着実に進んでおり、法施行後2年で我が国で使用されているほとんどの自動車について、リサイクル料金が預託されることとなる。

#### 【預託の種類】

預託種別	対象の自動車	預託のタイミング	預託の方法
新車登録時	施行後販売される自動車	新車登録・検査時まで	新車ディーラーを通じて預託を実施
車検時	既販車のうち継続検査等を受け取る自動車	法施行後最初の継続検査等の時まで	車検場近傍に設置する端末又は整備事業者を通じて預託を実施
引取時	既販車のうち継続検査等を受けずに使用済となるものや構内車等	使用済となって引取業者に引渡す時まで	引取業者を通じて預託を実施

#### 【平成17年度の預託別の実績】

預託種別	預託台数		預託金額(億円)	
	平成17年度	法施行後累計	平成17年度	法施行後累計
新車登録時	5,876,004	7,616,642	644	833
車検時	31,054,842	38,913,192	2,909	3,644
引取時	2,578,585	3,036,641	201	238
合計	39,509,431	49,566,475	3,755	4,715

(注1)法施行後累計:平成17年1月~平成18年3月の累計。以下本資料中同じ。

(注2)法対象外車両の存在や預託のタイミングのズレがあるため、販売台数等とは厳密に一致しない。

## 4. リサイクル料金の管理・払渡しの状況

- ▶ 預託されたリサイクル料金は、資金管理法である(財)自動車リサイクル促進センターにおいて管理することとなっている。
- ▶ 資金管理の方針は、有識者・消費者代表から構成される第三者委員会の審議を経た上で決定。
- ▶ 運用方法は法律で限定されており、この方針に従って資産運用を実施。
- ▶ 透明性を確保するため、運用の状況は四半期ごとに公開。

### 【リサイクル料金の管理業務】

✓ 預託されたリサイクル料金は、当該車両が使用済自動車となり、リサイクル費用に充当される時まで、資金管理法である(財)自動車リサイクル促進センターにおいて管理することとなり、その資金管理業務の透明性・公平性を確保する観点から、資金管理の方針は、有識者・消費者代表から構成される資金管理法に設置された資金管理業務諮問委員会の審議を経た上で決定。

✓ 資金管理業務諮問委員会は、これまで計15回開催され、資金管理法の予算・決算や資金運用の基本方針を含めて審議を行ってきたところ。また、資金管理法では、内部・外部の監査を受けるとともに、四半期毎にリサイクル料金の運用の状況を公開することとしている。

### 【運用の基本方針】

✓ 運用収益の獲得に際しては、元本確保を前提とし、その上で一定程度市場の金利動向を踏まえたものとする。

✓ 運用方法は、国債、地方債、政府保証債、財投機関債、社債、金融債(国債、政府保証債以外については、AAランク以上の格付けの債券のみ)とする。

✓ リスク管理に重点を置く観点から、ラダー型運用(短期から長期までの債券を均等に保有する方法)とし、各債券の構成比についても、市場における各債券種別の構成比率に準じたものとする。

✓ 四半期に1回、資産運用の状況・成果を評価し、その結果を公表する。

✓ リスク管理のために管理責任者の設置等の内部体制を整備。

【平成18年3月末時点のリサイクル料金の運用状況】

	実 績		目標比率 (%)
	運用残高(億円)	比率(%)	
国債	3,020	77.8	77.8
政府保証債	315	8.1	8.1
地方債	217	5.6	5.6
社債	240	6.2	6.2
財投機関債	60	1.5	1.5
金融債	31	0.8	0.8
合計	3,883	100.0	100.0

【平成17年度のリサイクル料金の払渡し状況】

自動車を使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関((財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部)、及び情報管理センター((財)自動車リサイクル促進センター情報管理部)に、該当の自動車に係るリサイクル料金の払渡しを行う。

品 目 別	件 数		払渡金額(億円)	
	平成17年度	法施行後累計	平成17年度	法施行後累計
A S R	2,610,439	2,676,971	153	157
エアバッグ類	429,460	442,723	8	8
フロン類	2,005,132	2,045,637	42	43
情報管理料金	2,880,527	3,011,771	4	4
合 計	7,925,558	8,177,102	207	212



【平成17年度の輸出返還の状況】

自動車の所有者がリサイクル料金が預託済の自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を受け、リサイクル料金の返還を行う。

返還実施年月	返還台数(台)	預託金額合計(千円)
平成17年 7月	980	10,401
8月	789	9,127
9月	97	934
10月	1,340	13,900
11月	2,409	25,869
12月	1,491	14,313
平成18年 1月	4,507	43,549
2月	7,395	69,701
3月	5,844	56,315
合計	24,852	244,109

【平成17年度の特定再資源化預託金等の発生状況】

(単位:千円)

	エアバッグ類		フロン類		ASR		合計金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
累計	31,013	58,020	36,059	75,941	207,593	1,208,796	1,342,756

【平成17年度の特定再資源化預託金等の出えん状況】

承認月	出えん額(千円)
平成17年9月	413,578

## 5. 電子マニフェストシステムの稼働状況

- ▶販売店、解体業者など約12万もの関連事業者が自ら扱った使用済自動車の引取・引渡についてインターネットを經由して自動車リサイクルシステムに接続し、移動報告を実施中(参考9)。
- ▶平成17年度までの累計で3千万件もの引取り・引渡し報告を受領。情報システムである自動車リサイクルシステムは、大きなトラブルもなく安定的に稼働中(大規模災害発生時の対策も措置済)。
- ▶情報システムの安定的な稼働、関連事業者等からの改善要望への対応のため、不断に情報システムの改善を実施中。
- ▶こうしたシステム保守・改善や関係各方面からの問合せ対応等で想定以上の費用が必要となり、これを費用削減のみでは吸収できない状況となったことから、情報管理料金を平成18年4月1日より100円引上げ、230円としたところ。
- ▶今後とも更なる効率化に努めるとともに、万全の運営を実施。

### 【電子マニフェストの実績】

工程種別	引取報告件数		引渡報告件数	
	平成17年度	法施行後 累計	平成17年度	法施行後 累計
引取工程	3,048,539	3,519,596	3,057,222	3,506,532
フロン類回収工程	2,419,473	2,802,816	2,416,276	2,776,478
解体工程*1)	3,167,138 (116,306)	3,592,778 (130,362)	3,128,945 (116,779)	3,503,924 (131,442)
破碎工程*1)	4,823,812 (1,845,470)	5,366,537 (2,033,422)	4,777,585 (1,849,748)	5,232,491 (2,042,224)

\*1 ( )内は同一工程内の移動報告件数(内数)

品目種別	引取報告件数	
	平成17年度	法施行後 累計
フロン類	2,115,116	2,281,103
エアバッグ類	462,118	498,772
ASR*2)	2,957,964	3,221,830

\*2 非認定全部利用の引渡を含む。

## 6. 離島対策・不法投棄対策

▶資金管理法人は、解体自動車は全部利用された場合等、リサイクルが不要となり使用されることのなくなった再資源化預託金等(特定再資源化預託金等)について、自動車リサイクル全体の円滑化に寄与する観点から、主務大臣の承認を得たうえで、指定再資源化機関が行う、離島からの使用済自動車の運搬等を支援する離島対策支援事業や、不法投棄された自動車の処理等を支援する不法投棄等対策支援事業に対し、出えんできることになっている。

▶(財)自動車リサイクル促進センターにおいては、平成17年10月1日から離島対策支援事業を開始し、離島の保有台数構成比で90%超をカバーする70市町村で実施(平成17年度(10~3月)においては6,082台、29百万円を出えん)。

▶平成18年度では、ほぼ全ての離島を対象に事業を実施予定。

### 【離島対策の概要】

	要請				備考
	要請市町村数	保有台数 構成比(%)	予定発生台数 (台)	出えん計画 (千円)	
17年度実績	70	92.8	57,249	274,833	—
18年度計画	119	99.7	63,593	294,645	18年度開始:49市町村
19年度見込み	123	99.9	未定	未定	対象市町村:宇和島市(愛媛県) 宿毛市(高知県) 北九州市、福岡市(福岡県) →予定通り、19年度事業開始で調整済
その他 (要請しない市町村)	10	0.1	0	0	8市町村 : 島内に車無し(島内に道路無し) 2市町村 : 輸送費が安く、費用対効果が低い

### 【離島対策の実績】

	通期発生実績	第3四半期	第4四半期
		(10月~12月)	(1月・2月上旬)
市町村数	57	35	54
発生台数(台)	6,082	2,667	3,415
出えん額(千円)	28,910	14,121	14,789
台当たり単価(千円)	5.9	6.6	5.4

▶(財)自動車リサイクル促進センターが実施した、事業実施70市町村担当者へのアンケート結果では、本事業に対する高い評価が得られており、離島における自動車リサイクルシステムを円滑させる観点から、今後も事業を実施していく。  
 ▶本支援事業の周知活動については、事業開始前に、広報誌、パンフレット等により、自治体より住民への周知活動が行われるとともに、関連事業者がいる全ての市町村において説明会が実施された。

【支援事業の理解と評価】

(単位:%)

		住民	関連事業者	市町村担当者
理解度	良く理解	5.7	35.8	—
	ある程度理解	94.3	64.2	—
	理解していない	0	0	—
評価	高い評価	45.7	49.3	50.0
	ある程度評価	54.3	50.7	50.0
	低い評価	0	0	0

【周知活動の状況】

<住民向け理解普及活動> 複数カウント有り

種類	実施市町村/全体(件)	実施率(%)
広報誌	38/70	54.3
パンフレット	32/70	45.7
島内放送	12/70	17.1
説明会	11/70	15.7
その他	8/70	11.4

<関連事業者説明会の実施状況>

説明方法	実施市町村/全体(件)	構成比(%)
説明会実施	37/50	74
個別に対応	13/50	26
合計	50/50	100

※業者がない20市町村を除く

## 7. 不法投棄・不適正保管の状況

- ▶全国の都道府県等による調査によれば、不法投棄・不適正保管の車両は施行前の平成16年9月の22万台から、平成18年3月には6万台まで減少(参考10)。
- ▶この要因としては、①自動車リサイクル法施行に伴い使用済自動車はすべて廃棄物とみなされるようになったこと、②スクラップ市況の好転等が想定される。
- ▶なお、不法投棄事案が発生した場合には、特定再資源化預託金等を活用して、これを速やかに処理する体制を構築済み。

### 【不法投棄・不適正保管車両の状況】

(件数)

	全 国			うち離島分		
		不適正保管	不法投棄等		不適正保管	不法投棄等
H18.3末	57,080 (-73.8%)	44,203 (-77.4%)	12,877 (-42.8%)	6,138 (-63.3%)	2,670 (-80.2%)	3,468 (+8.2%)
H17.9末	76,954 (-64.7%)	62,468 (-68.1%)	14,486 (-35.6%)	7,733 (-53.7%)	3,781 (-72.0%)	3,952 (+17.1%)
H17.3末	140,436 (-35.7%)	122,599 (-37.4%)	17,837 (-20.0%)	14,013 (-16.1%)	9,640 (-28.6%)	4,317 (+34.7%)
H16.9末	218,159 —	195,860 —	22,499 —	16,707 —	13,503 —	3,204 —

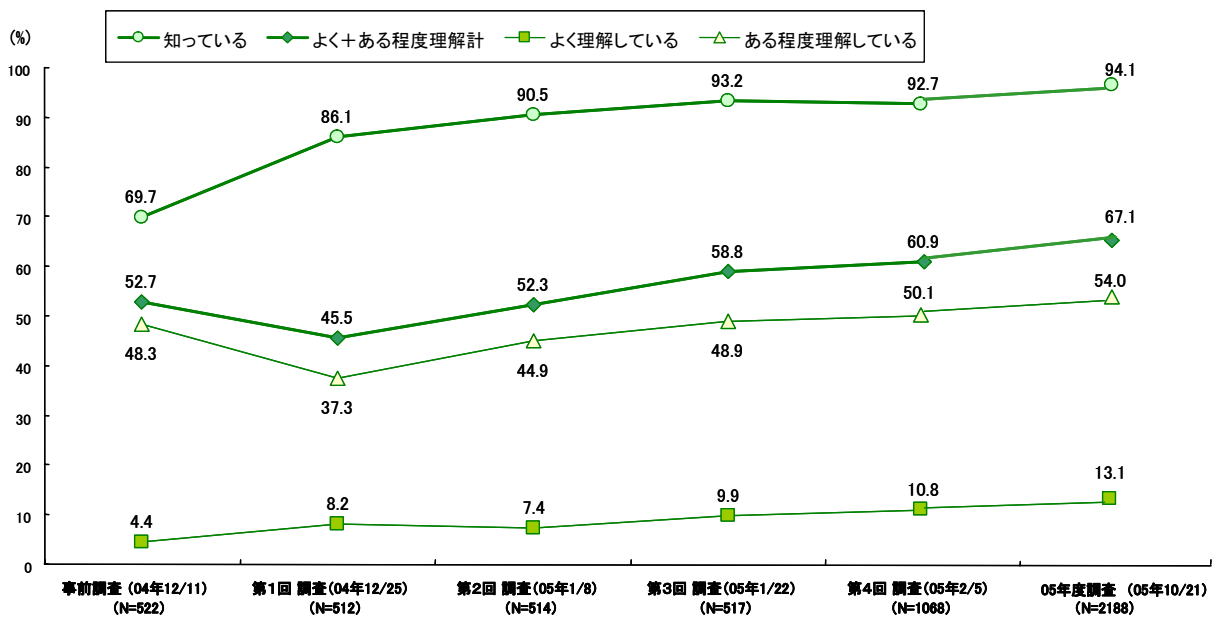
### 【大規模案件(100台以上)の状況】

H16.9末	⇒	H17.3末	⇒	H17.9末	⇒	H18.3末
450件 131,909台		258件 72,516台		128件 37,681台		91件 24,288台

## 8. ユーザーへの理解普及活動

- ▶法施行前後を中心としてテレビ・ラジオCM、新聞・雑誌広告、リーフレットの配布等を実施し、自動車リサイクル法の認知度は90%を超える状況となっている。
- ▶引き続き、ユーザーの理解促進を図るため、本年度はラジオCMや自動車利用者が多く集まる大型ショッピングセンターにおける広報などを実施する。

### 【ユーザーの理解度】



### 【これまでの理解活動の内容】

媒体	内容
テレビCM	施行前後及びH17.9月上旬に集中的に実施
ラジオCM	・H16.11～H17.3、H17.3～H18.3まで放送 ・長時間CMや時報を利用した定期的な放送
新聞広告	H16.7(7段)、H16.12(15段)、H17.9(5段)にそれぞれ掲載
雑誌広告	H16秋(37回)、H17秋(11回)と幅広いジャンルの雑誌への広告掲載を実施
リーフレット	施行前のH16.7及びH16.10、施行後のH17.7にそれぞれ約1,000万枚配布
ポスター	施行前、施行後それぞれ約15万部配布
その他	東京モーターショー、各自治体による環境イベント等に出展

### 【18年度理解活動の内容】

媒体	6月	7月	8月	9～12月
A4チラシ(300万部)		展開		
ポスティング新聞(900万部)			▲7/20 全国配付	
大型ショッピングセンター内モータースクープ(全国694箇所)		揭示	7/21～8/3 2週間	
ラジオCM		月～金 夕刻 民放系 20秒CM(6ヶ月間で130回放送)		